

本ページはとかく自衛隊の合憲性が問われた訴訟としてのみスポットが当たりがちな長沼ナイキ事件をマスコミが語らない別の視点から比較・検証するものである。

事件の概要

北海道夕張郡長沼町に航空自衛隊の「ナイキ地对空ミサイル基地」を建設するため、農林大臣が1969年、森林法に基づき国有保安林の指定を解除。

これに対し反対住民が、基地に公益性はなく「自衛隊は違憲、保安林解除は違法」と主張して、処分の取消しを求めて行政訴訟を起こした。

一審の札幌地裁は「平和的生存権」を認め、初の違憲判決で処分を取り消した。国の控訴で、二審の札幌高裁は「防衛施設庁による代替施設の完成によって補填される」

として一審判決を破棄、「統治行為論」を判示。住民側・原告は上告したが、最高裁は憲法に触れず、原告適格がないとして上告を棄却。

一部の政財界による青年法律家協会への圧力との絡みや、また申立て却下を札幌地裁所長が裁判長に示唆したり、

さらには当時の70年安保闘争下に全国で裁判長の激励集会が行なわれるなど、裁判の動向は注目を浴びた。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%95%B7%E6%B2%BC%E3%83%8A%E3%82%A4%E3%82%AD%E4%BA%8B%E4%BB%B6#.E6.A6.82.E8.A6.81>

TV報道では

TBS(HBC) 070720 (ハナテレビ) 争点の現場5「憲法改正」長沼ナイキ訴訟と今現在の長沼分トン基地と当時反対運動に参加した人間のインタビュー

ナレーション「名古屋高裁は航空自衛隊のイラクでの活動は憲法違反との判断を示し」

原告代表池住義憲「8ヶ月にわたってずっと違憲行為を政府が行ってきた」

原告代表池住義憲「憲法を逸脱する海外派兵これが繰り返されると既成事実が積み重なって本当に歯止めが利かないつまり戦争をする国なるおそれが」

キャスター「しかも違憲判決が出て自衛隊を派遣する法的な根拠が失われているような状態で」